

# 議題（1）、（2）説明資料

---

豊橋市上下水道事業経営検討委員会 2025年7月1日（火）13:30～

## **(1) 公開/非公開について**

# 公開/非公開の規程

## 附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱

**第9条** 構成員の選任及び懇談会・協議会等の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(3) 懇談会・協議会等の会議は、広く市民の意見を求めるという性質にかんがみ、**原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、当該懇談会・協議会等において会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。**

ア 条例第6条第1項各号に該当する情報が含まれる事項について会議を行うとき。

イ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないおそれがあると認められるとき。

## 豊橋市情報公開条例

**第6条** 実施機関は、前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。

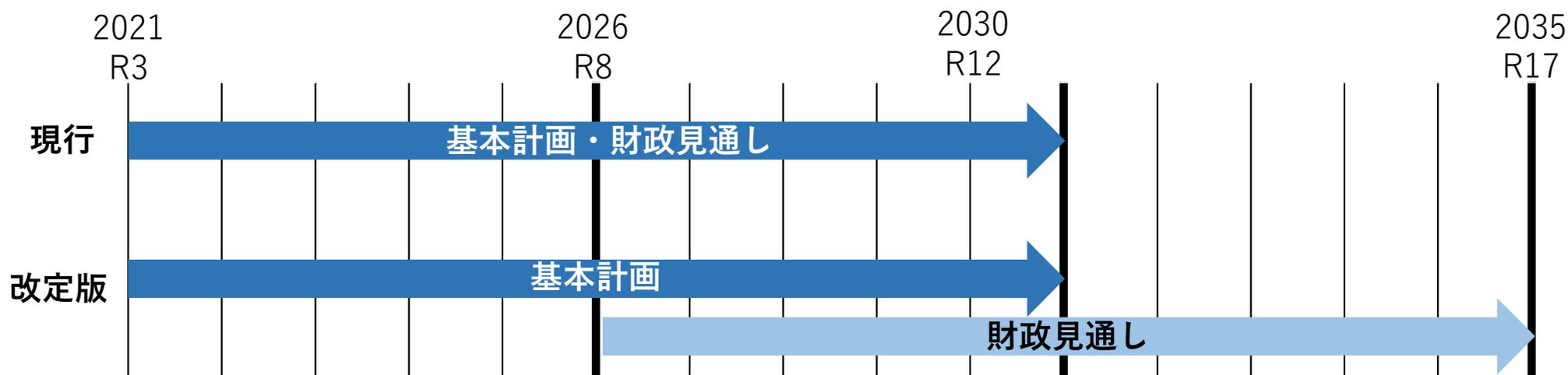
(6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、**公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの**

## **（2）事業計画、指標**

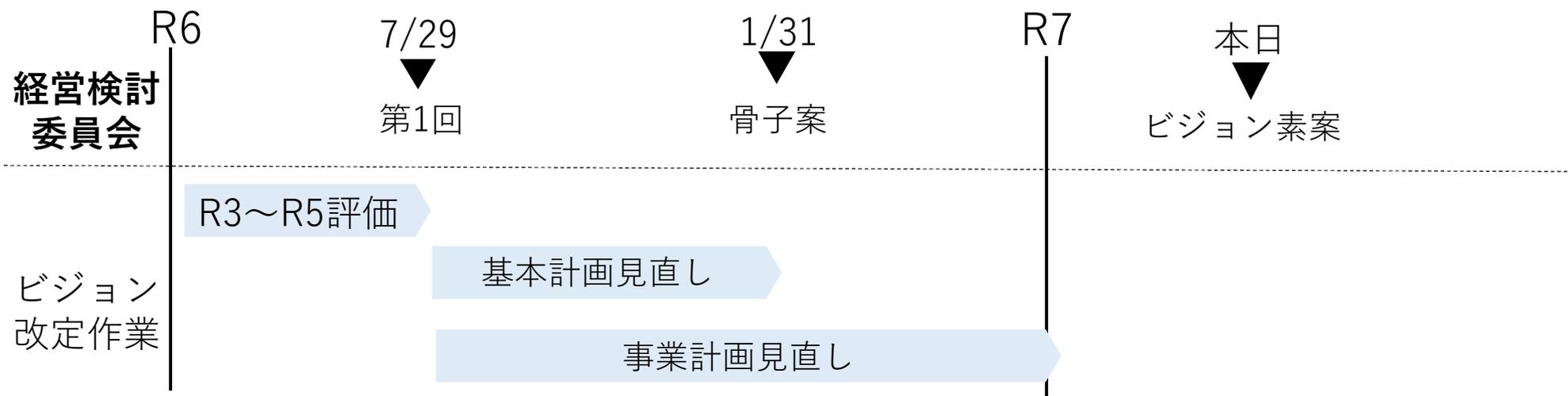
# 上下水道ビジョンとは

- 令和3年度から12年度までを計画期間とする中長期経営計画
- 上下水道事業の目標とする姿を実現するため、取り組みの方針や財政計画を定める。
- 中間地点（令和7年度）で見直しを行う。

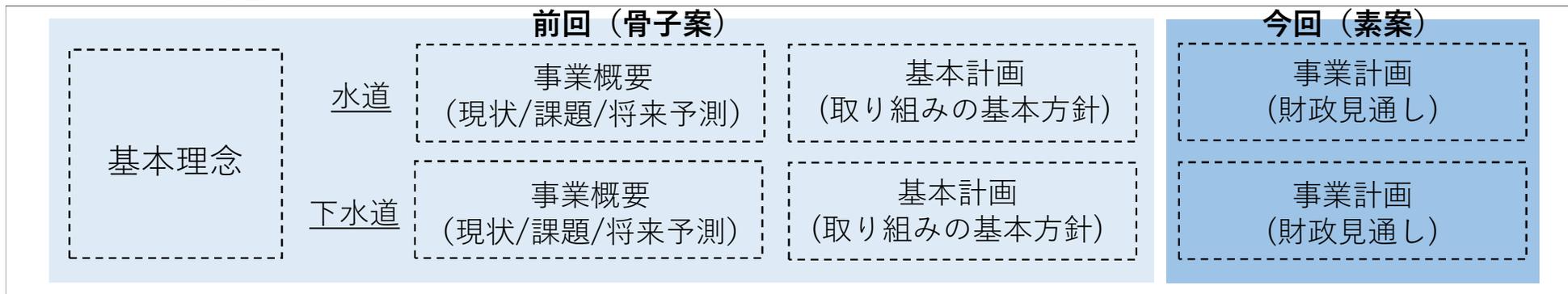
## 改定のイメージ



# 本日の議題について



## <ビジョンの構造>



# 基本計画の体系

水道P19,  
下水P45

## 水道水の安定供給

1	安全・安心な水道水の安定供給	指標・事業計画
①	水道施設等の維持管理	
②	信頼性の高い水質検査体制に基づく水質管理	
③	効率的な水運用	
2	災害対策の推進	
①	水道施設の耐震化の推進	
②	災害対応力の強化	
3	経営の効率化と安定的な事業運営	
①	経営基盤の強化	
②	人材の確保・育成	
③	利用者サービスの向上	
④	持続可能な社会形成への貢献	

## 下水道の整備 → 下水の適正処理

1	下水道の維持・整備	指標・事業計画
①	下水道施設の維持管理	
②	下水道未普及地区の整備	
2	災害対策の推進	
①	下水道施設の耐震化の推進	
②	雨水対策の推進	
③	災害対応力の強化	
3	経営の効率化と安定的な事業運営	
①	経営基盤の強化	
②	人材の確保・育成	
③	利用者サービスの向上	
④	持続可能な社会形成への貢献	

# 事業計画（水道）

事業計画P23～24  
指標P20～22

	事業名	事業内容	関連する指標	R12 目標	R8～R12 事業費
老朽化対策	配水管整備事業	更新基準年数を超過した老朽管の更新 ➤ 管路の更新約15.7km ➤ 導送水管の複線化（新）	配水管の更新率 0% (R1) ➤ <b>28.6%</b> (R6) 23.1% (R7目標)	<b>100%</b> 維持	23.8億円
	浄水場等整備事業	浄水場や取水場などの、老朽化設備の更新 ➤ 小鷹野浄水場、下条取水場ほか	安定給水率 100% (R1) ➤ <b>100%</b> (R6) 100% (R7目標)	<b>100%</b> 維持	52.0億円
耐震化	水道管耐震化事業	避難所などの重要施設へ供給する管路の耐震化 ➤ 管路の更新約39.6km	重要施設管路の耐震適合率 40.8% (R1) ➤ <b>54.3%</b> (R6) 55.0% (R7目標)	<b>70.0%</b> 維持	100.0億円
	浄水場等耐震化事業（新）	取水施設等（ポンプ所）の耐震調査、耐震化 ➤ 下条取水場、下地給水所ほか	急所施設(ポンプ所)の耐震化率 <b>66.9%</b> (R6)	<b>88.0%</b> 新設	2.4億円

# その他の指標（水道）

指標P20～22

	指標名	指標説明	関連する指標	R12目標
老朽化対策	有収率	漏水等なく配水した水道水が利用者に届いていることを確認する指標。	93.1% (R1) ▼ <b>91.7%</b> (R6) 93.1% (R7目標)	<b>93.1%→91.2%</b> 見直し
災害対応	耐震性貯水槽設置校区での住民合同災害訓練の実施	災害時に住民も操作ができるようにするための訓練実施状況を確認する指標。	<b>15校区</b> (R6)	<b>23校区</b> 維持
経営	料金回収率（見直し）	給水にかかる経費を収益で除した率により、財政状況の健全性を確認する指標。	111.3% (R1) ▼ <b>100.8%</b> (R6) 100%以上 (R7目標)	<b>100%以上</b> 維持
	企業債残高対給水収益比率（新）	借り入れた企業債残高の健全性を確認する指標。	<b>96.3%</b> (R6)	<b>類似団体平均以下</b> (R5：256%) 新設

# 事業計画（下水道1）

事業計画P49～56  
指標P46～48

	事業名	事業内容	関連する指標	R12 目標	R8～R12 事業費
老朽化対策	ストックマネジメント事業（管きよ）	重要な管きよを対象とした点検調査、改築工事 ➢ 管きよの改築約21.7km（新） ➢ マンホールの改築16基（新）	特別重点調査対象管きよの健全化率 <b>0%</b> （調査結果で健全度が低い管きよをR12までに対策する。）	<b>100%</b> 新設	197.0億円 （公）196.8億円 （地）0.2億円
	ストックマネジメント事業（処理場等） 農業集落排水施設最適整備事業 し尿処理施設等再整備事業	処理場やポンプ場などの、老朽化設備の更新 ➢ 中島処理場、鍵田ポンプ場ほか	処理場等の施設整備率（見直し）  0% ➡ <b>37.5%</b> 67.5% (R1) (R6) (R7目標)	<b>100%</b> 維持	78.4億円 （公）55.4億円 （地）22.9億円
耐震化	総合地震対策事業（管路）	重要な管きよやマンホールの耐震化 ➢ 管きよの耐震化約1.5kmほか ➢ 重要施設の下流管きよの診断調査等（新）	管きよ耐震化率（見直し）  66.8% ➡ <b>67.2%</b> 67.2% (R1) (R6) (R7目標)	<b>67.7%</b> 維持	53.6億円 （公）53.6億円 （地）0.0億円
	総合地震対策事業（処理場等）	処理場及びポンプ場の構造物の耐震化 ➢ 中島処理場、鍵田ポンプ場ほか	処理場等の耐震化率  51.6% ➡ <b>61.6%</b> 61.6% (R1) (R6) (R7目標)	<b>70.2%→ 69.2%</b> 見直し	11.7億円 （公）10.9億円 （地）0.8億円

※金額は公共下水道事業と地域下水道事業の合計

# 事業計画（下水道2）

事業計画P49～56  
指標P46～48

	事業名	事業内容	関連する指標	R12 目標	R8～R12 事業費
浸水対策	浸水対策事業 耐水化対策事業（新） 野田地区施設再構築事業	八町排水区の管きよの増設等 雨水整備基本計画の策定（新） 浸水被害の可能性のある処理場等の耐水化（新） 野田処理場跡地への新ポンプ場の建設	野田新ポンプ場建設の進捗率  <b>37.0%</b> (R6)	<b>57.0%</b> 新設	66.4億円 (公)65.7億円 (地)0.8億円
下水道の拡張	未普及対策事業	下水道の未普及地区への下水道整備 ➤ 橋良地区、牛川地区の整備 ➤ 東三ノ輪地区の整備着手	下水道整備面積  5,450ha (R1) ➤ <b>5,523ha</b> (R6) 5,563ha (R7目標)	<b>5,619ha</b> 維持	32.0億円 (公)32.0億円 (地)0.0億円
施設の再構築	中島処理場再構築事業（合流） 処理場再編・再構築事業	中島処理場の再構築（建替）に向けた検討 天津処理場の再構築（建替）	—		3.0億円 (公)0.7億円 (地)2.3億円

※公共下水道事業と地域下水道事業の合計

# その他の指標（下水道）

指標P46～48

	指標名	指標説明	関連する指標	R12目標
拡張	汚水処理人口普及率	下水道もしくは合併浄化槽の普及状況を確認する指標。	90.9% (R1) <b>92.5%</b> (R6) 92.6% (R7目標)	<b>94.6%</b> 維持
経営	経費回収率（見直し）	汚水処理にかかる経費を収益で除した率により、財政状況の健全性を確認する指標。	115.9% (R2) <b>104.3%</b> (R6) 100%以上 (R7目標)	<b>100%以上</b> 維持
	企業債残高対事業規模比率（新）	借り入れた企業債残高の健全性を確認する指標。	<b>515.9%</b> (R6)	類似団体平均以下 (R5：653%) 新設

# 事業費の比較（水道）

## 前期（R3~7）と後期（R8~12）の比較

※R3~5決算、R6決見、R7 予算、**R8~12新事業計画**

（単位：百万円）

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
水道管整備費	1,653	2,126	1,695	1,652	2,274	2,472	2,472	2,472	2,472	2,492
水道施設整備費	325	515	518	95	386	520	659	1,359	1,554	1,350
計	1,978	2,641	2,213	1,747	2,660	2,992	3,131	3,831	4,026	3,842

11,239百万円

約1.6倍

17,822百万円

## 後期（R8~12）事業費の現行ビジョンと改定版ビジョンとの比較

（単位：百万円）

事業	現行	改定版	増加率	主な要因
老朽化対策	5,235	7,482	1.4倍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労務費・資材費単価の増（+25%）</li> <li>・ 上下一体計画(下条取水場の設備更新)を前倒し(+8億)</li> </ul>
耐震化	7,300	10,340	1.4倍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労務費・資材費単価の増（+25%）</li> <li>・ 工法の見直し（開削⇒推進）（+7億）</li> </ul>

# 事業費の比較（下水道）

## 前期（R3~7）と後期（R8~12）の比較

※R3~5決算、R6決見、R7 予算、**R8~12新事業計画**

（単位：百万円）

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
拡張費	984	979	716	736	691	667	613	993	523	523
再整備費	4,500	4,688	3,265	4,175	5,701	5,654	8,869	8,575	8,708	8,733
計	5,484	5,667	3,981	4,911	6,392	6,321	9,482	9,568	9,231	9,256

26,435百万円

約1.7倍

43,858百万円

## 後期（R8~12）事業費の現行ビジョンと改定版ビジョンとの比較

（単位：百万円）

事業	現行	改定版	増加率	主な要因
老朽化対策	20,223	27,797	1.4倍	・ 労務費・資材費単価の増（+20%） ・ 国の重点調査、マンホール蓋の取替（+32億）
耐震化	3,321	6,528	2.0倍	・ 労務費・資材費単価の増（+20%） ・ 上下一体計画（地震対策）の追加（+14億）
下水道の拡張	1,898	3,204	1.7倍	・ 区画整理事業の完了年度の変更 ・ 東三ノ輪地区の事業費見込の増（+3億）
浸水対策	4,575	6,936	1.5倍	・ 野田処理場の解体 R8~11：40億（+14億） ・ 建設（土木一部） R12：12億

## 參考資料

- 委員名簿
- 設置要綱
- 料金/使用料体系

参考資料

# 経営検討委員会委員名簿

役職	氏名
豊橋農業協同組合 代表理事組合長	伊藤 友之
豊橋創造大学 准教授	若原 憲男
中京大学 准教授	○齊藤 由里恵
豊橋市民生委員児童委員協議会 副会長	鈴木 由紀子
(公社) 東三河地域研究センター 常務理事	高橋 大輔
豊橋商工会議所 常務理事	加藤 智久
豊橋女性団体連絡会	藤城 ひろみ
諸石公認会計士事務所	諸石 光代

# 経営検討委員会要綱（1）

**第1条** 豊橋市の上下水道事業の安定的かつ持続的な事業運営を図るため、豊橋市上下水道事業経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に意見、提言する。

- (1) 上下水道事業の運営及び経営に関する事項
- (2) 上下水道事業の進捗状況に関する事項
- (3) その他管理者が必要と認める事項

**第3条** 委員会は、8名以内の委員で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから管理者が委嘱する。

- (1) 市民および学識経験を有するもの。
- (2) その他管理者が適当と認めるもの。

3 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

## 経営検討委員会要綱（２）

**第４条** 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２ 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

**第５条** 委員会は、会長が招集する。

**第６条** 会長は、必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

**第７条** 委員会の庶務は、上下水道局経営課で処理する。

**第８条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

参考資料

# 料金体系（水道事業）

（税抜き）

メーターの口径	月額基本料金
13mm	530円
20mm	1,450円
25mm	2,500円
30mm	3,900円
40mm	7,700円
50mm	13,300円
75mm	36,000円
100mm	73,400円
150mm	203,000円
200mm	420,000円
250mm	740,000円
300mm	1,180,000円

用途区分	水量料金				
	月10m <sup>3</sup> 以下	月10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> 以下	月20m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> 以下	月50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> 以下	月100m <sup>3</sup> 超
一般用	28円/m <sup>3</sup>	56円/m <sup>3</sup>	92円/m <sup>3</sup>	160円/m <sup>3</sup>	240円/m <sup>3</sup>
臨時用	260円/m <sup>3</sup>				

前回改定：昭和59年4月1日

（例）口径13mm/1か月20m<sup>3</sup>使用

基本料金	530円
水量料金	840円（10m <sup>3</sup> ×28円+10m <sup>3</sup> ×56円）
合計	1,370円（税抜）
合計	1,507円（税込）

参考資料

# 使用料体系（下水道事業）

## < 公共下水道事業 >

（税抜き）

区分	基本使用料	超過使用料				
一般用	770円	月10m <sup>3</sup> まで	月10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	月20m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	月50m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	月100m <sup>3</sup> 超
		10円/m <sup>3</sup>	120円/m <sup>3</sup>	190円/m <sup>3</sup>	270円/m <sup>3</sup>	300円/m <sup>3</sup>
臨時用	300円/m <sup>3</sup>					

## < 地域下水道事業 >

区分	基本使用料	超過使用料				
一般用	900円	月10m <sup>3</sup> まで	月10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	月20m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	月50m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	月100m <sup>3</sup> 超
		10円/m <sup>3</sup>	140円/m <sup>3</sup>	220円/m <sup>3</sup>	310円/m <sup>3</sup>	350円/m <sup>3</sup>
臨時用	350円/m <sup>3</sup>					

前回改定：平成31年4月1日

（例）1か月20m<sup>3</sup>使用（公共下水道）

基本使用料	770円	合計	2,070円（税抜）
超過使用料	1,300円（10m <sup>3</sup> ×10円+10m <sup>3</sup> ×120円）	合計	2,277円（税込）